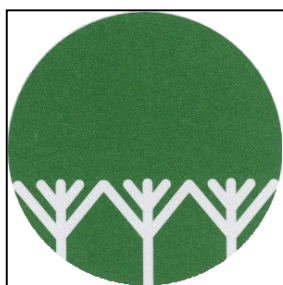


令和8年度 第1回

立木公売の案内

(付 物件明細書)

令和8年6月17日実施



〒509-3106

岐阜県下呂市小坂町大島 1643-2

岐阜森林管理署

TEL 057-620-1023

(1～2号)

岐阜県下呂市萩原町上村 842-2

馬瀬萩原森林事務所

TEL・FAX 兼用 0576-52-1208

(3～5号)

岐阜県加茂郡七宗町上麻生奥畑 2348-1

七宗森林事務所

TEL・FAX 兼用 0574-48-1027

立木公売公告（第1回）

下記のとおり、立木の「資格付き一般競争入札」を実施します。買受希望者は、販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程及び中部森林管理局競争契約入札心得を厳守し、かつ入札者注意書を承諾し入札してください。

記

1. 入札及び開札日時

- (1) 日時 令和8年6月17日（水）
- (2) 受付 9時30分から
- (3) 入札 10時00分
- (4) 開札 即時開札

2. 入札及び開札場所

岐阜県下呂市小坂町大島1643-2 岐阜森林管理署 会議室

3. 入札物件及び所在地

入札番号	物件所在	伐採方法	調査方法	面積 (ha)	樹種	本数 (本)	材積 (m ³)
1	長洞国有林 1057は1林小班	皆伐 (分収育林)	毎木調査	6.20	ヒノキ外	6,306	3,808.44
2	厚谷国有林 1076い3林小班	皆伐 (分収育林)	毎木調査	4.11	スギ外	5,123	2,581.05
3	七宗国有林 1201ろ1林小班	皆伐 (分収育林)	毎木調査	4.22	ヒノキ外	5,479	1,868.93
4	七宗国有林 1212い1林小班	皆伐 (分収育林)	毎木調査	8.45	ヒノキ外	8,533	5,990.20
5	七宗国有林 1212い2林小班	皆伐 (分収育林)	毎木調査	5.34	スギ外	4,638	3,773.66

*入札番号1～5は全て水源かん養保安林に指定されています。

*標準地調査法により調査している箇所材積は、標準地調査の材積を面積拡大した数量となります。
入札にあたりましては、現地熟覧により入札をお願いします。

4. 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和7年度から令和11年度までの「一般競争入札参加者資格決定通知書(林産物関係)」の交付を受けた者。
- (2) 指名停止措置を受けていない者。
- (3) 事業等における重大な事故や労働災害（下請者が起こしたものを含む。）からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者。

*《入札に参加される場合は、入札有資格証明書を必ず持参して、受付の際に提示してください。》

5. 郵便入札

郵便入札を認めます。

なお、郵便入札を行うときは、入札有資格証明書写しを添付し、令和8年6月16日の午後4時00分までに入札書が当署に到着するように、封筒の表に「立木公売入札書在中」と明記し、書留郵便又は配達証明郵便で差し出してください。

ただし、郵便入札を行った者は、再入札へは参加できません。

6. 入札の無効

次の事項のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 契約担当官等が競争参加の資格が無いと認めた者が行ったとき。
また、入札参加者の名義変更等があった場合にその承認がされていない者が行ったとき。
- (2) 入札書の誤字、脱字、汚れ、破損、記載もれなどによって、入札金額、入札番号又は物件名及び名称、商号、氏名を確認することができないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名がないとき(代理人が入札する場合は、代理人であることの表示)。
- (4) 入札金額を訂正したもの。
- (5) 森林管理署等名が確認できない入札書(連合入札の場合)。
- (6) 改め入札として先に入札した金額に追加する金額の入札書及び、この場合の先に入札した入札書。
- (7) 別紙2 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (8) そのほか入札事項に違反した入札であるとき。

7. 保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付を免除します。

ただし落札者が契約を締結しないときは、落札金額(消費税相当額を含まない金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。なお、この場合、次回以降の入札参加を制限することもあります。

(2) 契約保証金

契約保証金の納付を免除します。

8. 契約

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約書を作成して契約を締結します。
なお、延納を希望される場合は予め申し出てください。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額10%を加算した金額をもって、落札金額及び契約金額とします。この場合、消費税相当額の積算において円未満の端数は切り捨てます。
- (3) 契約は、契約書に双方の記名押印によって確定します。
- (4) 契約書記載の契約条項に関する契約条件は、「国有林野事業林産物売買契約約款」に定めるところによります。
- (5) 契約締結以降、当契約において違約金、延滞金等率で表されたものにあつては、全て消費税相当額を加算した総額を対象とします。

9. 代金の納入

売買代金の納入は、官収分、民収分それぞれに分けて納入して頂きます。

国に支払う代金(官収分)は、国が発行する納入告知書により納付してください。

分収林契約者に支払う代金(民収分)は、国がお知らせする分収林契約者の振込金融機関口座に払い込んでください。この場合、払い込みにかかる費用は買受人が負担してください。

10. 代金の延納・延滞金及び利率

売買代金の延納は次の条件により認めます。

(1) 延納期間

- ア 一件の売買代金が150万円以上で、材積が1,000 m³未満であるときは6箇月以内の延納を認めます。
- イ 一件の売買代金が150万円以上で、材積が1,000 m³以上であるときは10箇月以内の延納を認めます。

(2) 担保の種類

- ア 国債、地方債、金融債(長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券)。
- イ 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会(以下「金融機関」と総称する。)の支払保証に係る手形。金融機関に対する定期預金債券。

(3) 延納利率

年利 2.50%

11. 売買代金の納付、延納担保の提供期限

契約締結の日から20日以内(土日を含む)とします。

12. 契約不適合の責任

契約締結後において物件の種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合せず、乙が履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

13. 物件の引渡し期限

売買代金の完納(官収分(延納担保提供を含む)・民収分(供託を含む)の納付確認をもって完納とする)の日を含めて15日以内とします。したがって、代金納入後に引渡しとなりますので納入告知書及び受領書等の写しを提出してください。

14. 物件の搬出期限

物件の搬出期限は引渡し完了した日から、36箇月間とします。

15. 特約事項

- 別紙1 「立木販売における特約事項」
- 別紙2 「無料利用承認付加条件」
- 別紙3 「分収育林箇所の立木販売における特約事項」
- 別紙3-1 「個人情報の取扱いに関する誓約事項」
- 別紙4 「特約条項(森林作業道作設)」
- 別紙5 「暴力団排除に関する誓約事項」
- 別紙6 「林地保全に配慮した施業推進のための特約事項」

16. 入札物件の現地案内

入札物件の現地案内を次により行います。

入札番号	物件所在地	集合場所	集合日時
1・2号	長洞国有林 1057は1林小班外	道の駅 馬瀬 美輝の里 〒509-2615 下呂市馬瀬西村1447-1	6月2日(火) 午前9時30分
3・4・5号	七宗国有林 1201ろ1林小班外	道の駅 美濃白川 〒509-1107 加茂郡白川町河東3500-1	6月4日(木) 午前9時30分

現地案内の希望者は、案内予定日の2日前(週休日を除く)までに岐阜森林管理署業務グループ(経営担当)まで連絡の上、参加願います。(IP電話057-620-1023)

17. 物件明細書等、各規程等の閲覧場所

入札物件明細書、契約書案、国有林野事業林産物売買契約約款、国有林野の産物売払規程、中部森林管理局競争契約入札心得、入札者注意書、各種様式（入札書、委任状）は、岐阜森林管理署の公告縦覧場所及び入札日の入札会場に掲示してありますので閲覧してください。

18. 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件	7.16%	2号物件	4.05%	3号物件	7.80%
4号物件	7.21%	5号物件	7.49%		

19. その他

(1) この物件箇所は、分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手側の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、当署業務グループ総括森林整備官にお問い合わせください。

なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

(2) 入札参加者は時間を厳守し、開札発表中は会場から立ち去らないでください。

万一本事項に反して不利益等になっても当署は責任を負いません。

(3) この入札に関して不明な事項等ありましたら、岐阜森林管理署総務グループへ照会してください。

岐阜森林管理署総務グループ

TEL 057-620-1023（代表 IP）

0576-62-3121（代表）

令和8年5月18日

分任契約担当官

岐阜森林管理署長 神崎 弘治

立木販売における特約事項

1. 事業の着手・終了について
事業の着手及び終了の際には、事前に森林事務所に連絡するとともに、森林官の指示事項を遵守してください。
2. 保安林等各種制限林について
当該地及びその周辺区域は保安林に指定されていることから、伐採搬出及び盤台作設など土地の形質変更等に当たっては法令を遵守してください。
また、保安林等各種制限林において架線の作設等土地の形質変更及び支障木の伐採を行う場合は、買受人において各種届けを提出し許可を受けてから作業を行ってください。
3. 支障木の発生について
 - (1) 事業実行段階で支障木が発生する場合は、遅滞なく管轄する森林事務所へ連絡し、森林官の指示に従ってください。
 - (2) 支障木の伐採は、別途契約のうえ代金納入が確認された後となります。
4. 林分保護等について
 - (1) 着手前には、森林事務所経由で署に「立木販売実施計画書」及び「搬出系統図」を提出し、審査を受けて下さい。従って、事業の着手は搬出系統図等の審査を受け承認された後となります。また、計画に変更が生じた場合は、変更計画を速やかに提出し再審査を受けてください。
 - (2) 伐倒・搬出及びその他の作業に当たっては、販売対象外の立木を損傷する事がないように注意して作業を行ってください。
 - (3) 公益的機能を重視した森林施業を行うため、作業道作設や伐倒・搬出等の支障木は必要最小限にとどめてください。また、地表の保護に努めるとともに、収穫調査対象外の有用広葉樹や稚幼樹の保残に努めて下さい。
 - (4) 区域内および区域に隣接している地域において、希少動植物（猛禽類等）が発見された場合は、購入者は署等の指示に基づく期間の作業を休止してください。
 - (5) 境界標識の保護には十分留意してください。なお、不注意により損傷した場合には買受人の負担で復元していただくことになります。
 - (6) 買受人が搬出しない立木は、森林官等と協議のうえ、施業に支障が無い場合には伐倒を行わず保残できることとします。なお、伐倒木についてはすべて搬出を義務づけます。
5. 林地及び流木災害の防止について
 - (1) 伐採により発生した末木枝条、打出木等については、盤台・土場等の一定個所に集積せず、林地へ分散して処理してください。
また、沢敷等で、下流へ流出する恐れのある箇所についても、枝条等を集積しないで適切に処理してください。
 - (2) 先山作業時に末木の切断・枝払いを可能な限り行い、買受人の都合により搬出しない場合は、適当な長さに採材（2 m程度）し、斜面に対して横方向に集積してください。
また、作業終了時には、土場付近等に集積されたパルプ材、末木枝条等は搬出して下さい。
 - (3) 木材や枝条等が、沢から下流へ流出しないよう、沢（溪流）や沢（溪流）沿いに土場を作設しないでください。
6. 林道等の通行について
 - (1) 林道等を利用する車輛に対し、通行を確保するとともに、標識類や防護柵の設置、又は誘導員を配置する等、適切な安全確保対策を講じてください。
 - (2) 搬出により林道及び道路等に損傷を与えた場合は買受人の負担において修繕・補償してく

ださい。

(3) 林道等道路の常時通行止めは認めません。

(4) 国有林以外の市道等を大型トラックで運材する場合は、道路管理者による通行規制等を確認し通行の安全等に配慮してください。

7. 不法投棄の防止について

土場敷及び道路沿線に、事業実行のため持ち込んだ機材・食事等のゴミについては放置や投棄することなく、搬出期間内に適切に処理してください。

8. 下請けについて

伐採等の作業を請け負わせる場合には、特約事項が確実に実施されるように買受人において指導してください。

9. 冬期の除雪について

当署では除雪等の対応は行わないことから必要な場合は買受人の負担において行ってください。

10. 水質汚濁等の防止について

(1) この物件の伐採搬出等に関わる水質汚濁等の問題については、事業計画及び実行の各段階において十分に検討し、下流の区域で水質汚濁等が発生しないよう周辺地域の環境保全に努めてください。

(2) 買受人の責により汚濁等が発生した場合は、買受人の負担において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じてください。

11. 隣接民有地等の使用について

買受物件の伐採搬出等に関して、隣接民有地等を使用する必要がある場合には買受人の負担において手続きを行ってください。

12. 立木搬出終了後について

(1) 搬出期限が満了した場合及び売払い産物の搬出が完了したときは、速やかに搬出済届けを提出してください。

(2) 土場等や枝条の集積状況など、跡地検査によって要改善事項が示された場合は、指示に従って速やかに必要な措置を行ってください。

13. 安全管理体制について

(1) 伐木造材等の作業を自社で行う場合は、安全管理体制を整備すること。

(2) 伐木造材等の作業を他の事業体に請け負わせる場合は、安全管理体制の整備された事業体とすること。

(3) 作業着手時には、入林許可等（搬出系統図等）と併せて、報告様式1「作業計画書（安全衛生）」を提出すること。

14. アフリカ豚熱対策の実施

(1) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には、管轄の県の家畜衛生担当部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

(2) アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第14条により対応する。

15. 林野火災防止に係る取組強化

- (1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - ア 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - イ 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - ウ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
 - エ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
 - オ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
- (2) 買受人は、上記(1)アからオの各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

16. 盛土規制法について

本物件は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。）第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定されています。森林作業道等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処置を行う場合は、買受人が工事主として県知事等への許可申請又は届出を行ってください。

17. その他

- (1) 本特約事項について、買受人の責により生じた損害については賠償の責を負うものとします。
- (2) 契約締結後において物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違、また隠れた瑕疵があっても、その担保の責任は負えませんので、ご注意ください。
- (3) 岐阜森林管理署職員及び森林官の指示事項を遵守してください。

18. 物件ごとの伐木搬出等に関する特約事項

- (1) 4・5号物件（七宗国有林1212い1・い2林小班）
 - ・当該物件へ通じる小川林道、御代谷林道において、令和9年度以降に治山工事が計画されており、工事期間中は通行止めとなる可能性がありますのでご注意ください。

無料利用承認付加条件

(土地の利用承認の特約)

1. 乙は、国有林野管理規程第81条による土地の無料利用の承認を受けようとするときは、当該森林事務所森林官に申し出て、その調査に立ち会うものとする。
2. 乙は、前項の調査箇所につき、甲の承認があった後に利用を開始するものとし、甲が指示する事項は遵守しなければならない。
3. 無料利用の期間は、原則として承認の日から産物の搬出期限又は工事の施行期限までとし、これらの期限の延期が承認された場合には、無料利用の承認期限も自動的に延長されたものとする。
4. 乙は、国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金を納付しない場合、若しくは売払代金等を滞納した場合には無料利用の承認を取り消されても異議がないものとする。
5. 乙は、その利用目的を害さない限り、甲又は甲の承認を受けた者が、当該箇所を使用することがあっても異議がないものとする。
6. 乙は、当該箇所に支障木等がある場合には、甲の指示に従い、これを買受け又は補償をするものとする。
7. 乙は、土地の形状を変更した箇所については、原則として利用期間満了前に原状に回復するものとする。

分収林箇所の立木販売における特約事項

1. 分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者又は分収造林契約者（以下「費用負担者等」という。）に分収金（消費税相当額を含む。）として、持分割合に応じて買受人が払い込んで頂きます。
2. 代金の支払方法
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して頂きます。
 - (2) 費用負担者等に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払い込んで頂きます。

この払い込みにかかる費用（振込手数料等）は買受人に負担して頂きます。
なお、費用負担者等が不明等の場合は、国の指定する法務局に供託して頂きます。
 - (3) 費用負担者等の振込金融機関情報の取扱いにあたっては、別紙3-1「個人情報の取扱いに関する誓約事項」を遵守してください。
 - (4) 費用負担者等の人数及び供託を必要とする人数は次のとおりです。

○売払物件番号	第1号	費用負担者	15名	供託者	1名
○売払物件番号	第2号	費用負担者	17名	供託者	6名
○売払物件番号	第3号	費用負担者	11名	供託者	2名
○売払物件番号	第4号	費用負担者	16名	供託者	0名
○売払物件番号	第5号	費用負担者	16名	供託者	4名
3. 延納金及び延滞金
 - (1) 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という。）についてのみ認めるものとし、費用負担者等の分収金に相当する金額（以下「民収分」という。）は、現納とします。
 - (2) 売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者等に支払うこととします。
4. 売払立木の引き渡し
買受人が代金を、官収分（延納担保の提供を含む）・民収分（供託を含む）すべて完納し、その確認（納入告知書又は受領書等の写しの提出）がなされた後に行います。
5. 搬出延期料は、国に納付することとします。
6. 分収林看板の撤収処理
現地に設置されている分収林の看板については地中から引き抜き、伐採・搬出、林道通行及び後の造林作業等に支障の無い箇所へ存置してください。

個人情報の取扱いに関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は費用負担者の個人情報の取扱いについて、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 貴署（所）から提供された費用負担者の個人情報については、上記売買物件に係る分収金振込手続のみに使用する
2. 貴署（所）から提供された費用負担者の個人情報については、厳重に保管・管理のうえ、第三者に開示・漏洩しない。
3. 分収金振り込み手続きが完了した時、又は貴署（所）から返還指示があった時は、速やかに貴署（所）の指示に従い、返還又は安全な方法により廃棄処分を行う。
4. 本誓約事項に違反し、貴署（所）の指示に従い、個人情報の安全を保護するために必要な措置を講じるとともに、買受人の負担においてその損害の全てを賠償する。
5. その他、本誓約事項に定めのない事項については、貴署（所）と協議のうえ、実施する。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

特約条項（森林作業道作設）

（中部森林管理局標準例）

森林作業道を作設し搬出する場合は、路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所限定して設置するものとするほか、下記によること。

記

第 1 路線計画

1 計画

路線（線形）については、次に配意する。

①車輛系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。

なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。

②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようにする。

③地形に沿った屈曲線形とする。

④排水を考慮した波形線形とする。

2 幅員等

幅員は 3 m までとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から必要な区間に限って、0.5 m 程度の余裕を付加することができる。

3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね 10° （18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14° （25%）程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入り口付近で行う。（又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。）

第 2 施工

1 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5 m 程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や簡易な構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りとする。但し、土質、地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、6分、3分（岩石）とする。

2 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね 30 cm 程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね1割2分程度の勾配とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、縦方向での土量調整も行う。

3 構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同時に実施する。

第3 周辺環境への配慮

公道等への土砂の流出、土石の転落を防止するほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護として利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して判断する。なお、根株や枝条残材などの有機物を盛土路体に完全に埋設して路体を構築することは、盛土崩壊を引き起こしたり路体支持力を損なうおそれがあるため行わない。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時

事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 その他

この特約条項は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、これに仕様を指定していないものについては、当該指針によることを基本とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

林地保全に配慮した施業推進のための特約事項

立木販売においては、その売買契約の契約約款において、買受人は物件の伐採、搬出等に当たって、林地保全等に努めなければならないとしている。また、売渡人である森林管理署長等は、買受人に対して林地保全等のために必要な措置をとることを求めることができることとしている（「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款について」（昭和57年3月4日付け57林野庁経第35号林野庁長官通知）別添国有林野事業林産物売買契約約款第33条）。

これを踏まえ、林地保全に配慮した施業を担保するため、立木販売契約に当たっては次に掲げる事項を内容とする特約を付すものとする。

- (1) 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く）を遵守しなければならない。
- (2) 買受人は、主伐物件（工事支障木除く）について別紙様式1「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林事務所経由で署に提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 買受人は、森林作業道を作設する必要があるときは、別紙4森林作業道作設の特約事項を遵守しなければならない。
- (4) 買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林野内に集材路、森林作業道又は土場を作設する必要があるときは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その審査を受けなければならない。
- (5) 買受人は、（4）で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に提出し、その審査を受けなければならない。
- (6) 森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

(1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。

(2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

(1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。

(2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。

(3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。

(4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

(5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。
※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例
 - ・地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
- ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
- ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
- ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。
- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難

な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じて水が濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要な空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に1.5mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とするものとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節

理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返すなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

(1) 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

(2) 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

(3) やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条及び残材の整理

① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。

② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みすることを避けるものとする。

エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。

また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。

なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。

② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

(1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。

(2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実に行うものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）
- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）

(3) 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。

(4) 本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

(5) 地質の特性や排水施設の具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

※このチェックリストの項目については参考例となります。売買契約締結後に署より様式を配付します。
別紙様式1

伐採及び搬出に係るチェックリスト（例）

年 月 日

伐採する者： _____

森林の所在場所： _____

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採の方法及び区域の確認</p> <p>①伐採する区域の事前確認を行う。</p> <p>②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設</p> <p>①集材路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。</p> <p>②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。</p> <p>③土場の作設では法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。</p> <p>④集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。</p> <p>⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。</p> <p>⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。</p> <p>⑦集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。</p> <p>⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。</p> <p>⑨集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。</p> <p>⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(3) 周辺環境への配慮</p> <p>①集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。</p> <p>②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(4) 生物多様性と景観への配慮</p> <p>①希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。</p> <p>②集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。</p>	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>(5) 路面の保護と排水の処理</p> <p>①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。</p> <p>②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。</p> <p>④溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。</p> <p>⑤洗い越し施工では、横断箇所でも路面より低い通水面を設ける。</p> <p>⑥曲線部では上部入口手前で排水する。</p> <p>⑦開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。</p> <p>⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(6) 切土・盛土</p> <p>①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。</p> <p>②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p> <p>③切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。</p> <p>④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。</p> <p>⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。</p> <p>⑥盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。</p> <p>⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(7) 作業実行上の配慮</p> <p>①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p>	<input type="checkbox"/>

(8) 事業実施後の整理

- ① 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。
- ② 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。
- ③ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。
- ④ 枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう、溪流沿い等に積み上げない。溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。
- ⑤ 集材路・土場は、横断溝等の排水処置を行う。
- ⑥ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。
- ⑦ 伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。



※このチェックリストは主伐物件（工事支障木除く）のみ提出。

【記載例】

〇〇森林管理署長 殿									
立 木 販 売 実 施 計 画 書									
販売箇所: 〇〇国有林 〇〇〇林小班外〇				数 量: 〇〇本 〇〇.〇〇m ³			面積: 〇〇.〇〇 ha		
契約日: 令和〇年〇〇月〇〇日				引渡日: 令和〇年〇〇月〇〇日			搬出期限: 令和〇年〇〇月〇〇日		
年度	林小班	伐 区	実行面積	伐倒	集材	搬出	完了届	植栽見込	備 考
3	〇〇〇		〇.〇〇	→			→	〇年度	〇〇月〇〇日着手予定 〇〇月部分完了予定
4	〇〇〇		〇.〇〇	→			→	〇年度	
5	〇〇〇		〇.〇〇	→			→	〇年度	植栽後、〇〇月伐倒着手予定 〇〇月〇〇日完了予定
計			0.00						
※ 伐区は実施計画図のとおり。									
上記のとおり立木販売実施計画書を提出します。									
令和〇年〇〇月〇〇日									
契 約 者									
株式会社 〇〇〇〇〇									
代表取締役社長 〇〇 〇〇〇 印									

4. 使用機械の状況

(1) 集材設備 (集材機) (トラクター)	機 種	台 数	能 力	支間距離	最 大 使 用 荷 重

(2) チェンソー			(3) 刈払機		
種 類	台 数	防振装置の有無	種 類	台 数	防 振 の 有 無

(4) その他				
種 類	台 数	型 式	能 力	備 考

5. 作業仕組と人員配置

6. 従事予定労働者数

職種						
区分	人員	3年未満	3～5年 未満	5～10年 未満	10～15年 未満	15年以上
集材機運転手						
伐木造材手						
集 運 材 手						

7. 特殊健康診断の実施状況					
この現場で稼働する労働者の白ろう病検診の状況	受診者数	健康管理区分			
		A	B	C	不明
	人	人	人	人	人
8. 社会保険の加入状況					
保険の種類	加入未加入	保険の種類	加入未加入		
9. 振動機械（チェンソー刈払機等）使用との作業計画					
(1) I Aの操作時間規制（チェンソー、刈払機とも2時間以内）連続操時間規制（チェンソー10分以内、刈払機30分以内）を守るための計画。					
項 目		実施	未実施	備 考	
振動機械を使用しない作業との組み合わせ					
半日交替制の採用					
枝払い作業における手工具（手のこ、手おの）との併用					
大径木枝払いの途中で手工具作業の取り入れ					
造林事業における手工具（かま、なた等）との併用					
移動中のエンジン停止					
燃料の目安表による作業時間の規制					
その他（ ）					
(2)その他の計画					
項 目		実施	未実施	備 考	
操作時間の測定計画					
振動機械の取扱い、整備等の研修計画					
目立の研修計画					
保護具（耳栓）の備付け					
〃（防振手袋）の備付け					
〃（防寒衣）の備付け					
作業開始終了時の体操マッサージ					
その他（ ）					

10. 安全衛生計画

重点目標	安全衛生	衛生関係 (特に白ろう病対策について)
重点目標を達成するための対策		

令和 年 月 日
岐阜森林管理署長 殿

事業場名

事業者氏名

入札書

入札番号 第 ○ 号

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
額									

上記金額で入札心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ、入札いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

中部森林管理局 岐阜森林管理署長 神崎 弘治 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

代 理 人

資格者証明書番号（登録番号）

（押印を省略する場合は記載すること）

本件責任者：

本件担当者：

連絡先 1：

連絡先 2：

（注意事項）

- 金額はアラビア数字をもって明記すること。
- 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 本件責任者氏名、担当者氏名及び連絡先2件を記入し、押印を省略することができる。
責任者と担当者は、別の者を記入することを原則とするが、個人事業者等で担当者及び連絡先が複数ない場合は、責任者と担当者に同一の者を記載し、又、連絡先の記載が1件でも構わないものとする。
- 押印を省略しない場合は、社印、代表者印、代理人へ委任している場合は、代理人使用印鑑を押印すること。
- 資格者証明書番号（登録番号）を記載すること。

様式第6号（第4条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 第 1 回立木「資格付き一般競争入札」
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官

岐阜森林管理署長 神崎 弘治 殿

（押印を省略する場合は記載すること）

本件責任者：

本件担当者：

連 絡 先 1：

連 絡 先 2：

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 本件責任者氏名、担当者氏名及び連絡先2件を記入し、押印を省略することができる。
責任者と担当者は、別の者を記入することを原則とするが、個人事業者等で担当者及び連絡先が複数ない場合は、責任者と担当者に同一の者を記載し、又、連絡先の記載が1件でも構わないものとする。
- 3 押印を省略しない場合は、社印、代表者印、代理人使用印鑑を代理人氏名の余白に押印すること。

契約番号 - -

立木販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	〇〇市 〇〇国有林 100㍓、林小班外			面積(ha)	10.00
	区分	樹種	本数(本)	材積(m³)	
売買物件の 種類及び数量	立木	カラマツ ほか	2,300	1,100.55	
	内 訳 公売物件番号 1号				
売買代金	売買代金		円		
	うち消費税抜代金		円		
	消費税(%)		円		
契約保証金	免除 円				
売買代金の分収額	官収分	分収額	円		
		うち消費税抜代金	円		
官行造林立木竹	民収分	分収額	円		
		うち消費税抜代金	円		
分収造林立木竹	分収権者				
分収育林立木竹					
売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
分割延納分	延納利率	年 %	同提供期限		
	延納金額	円	延納期間	～ 日間	
	延納利息	円			
	延納担保金額	円 以上	担保の種類		
延納利率	年 %	同提供期限			
売買物件の 引渡方法	現地立会省略	売買物件の 引渡期間(期限)	売払産物の引渡しは、代金の全部の納入又は代 金延納担保の提供があった時とする (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して 36ヶ月 (期限)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	売買代金の明細は別紙のとおり				

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したため、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 ○〇森林管理署長 ○〇 ○〇

登録番号 T8000012050001

買 受 人

(売買契約書別紙)

売買代金明細書

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

T8000012050001
岐阜森林管理署

契約年月日 年 月 日
契約番号
売買物件の所在場所

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額 (10%)

うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額 (10%)
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額 (10%)
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額 (10%)
③民収分		—
小計		

入札場所：岐阜森林管理署

住所：岐阜県下呂市小坂町大島1643-2

電話：057-620-1023

